

提案の理由でございます。先の議会全員協議会でご説明したとおり、平成9年より秋田県が公有水面埋立法に基づき工事を進めておりましたが、八森漁港の公有水面埋立工事がこのたび完成し、土地があらたに生じたので、その旨を確認するため議会の議決を求めるものでございます。

以上、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。
日程第22、議案第19号、字の区域の変更についてを議題とします。
当局の説明を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 議案第19号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。
地方自治法第260条第1項の規定により、八峰町の区域内の字の区域を次のとおり変更するものでございます。
変更前の字の区域でございます。八峰町八森字滝の間の全部でございます。八峰町八森字滝の間324番地1及び324番地2の地先無番地に接する護岸敷地先の公有水面埋立地でございます。

変更後の字でございますが、いずれも八森町八森字滝の間地内でございます。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

八峰町の区域内に公有水面埋立法に基づき埋め立てた土地があらたに生じたので、字の区域を変更するため議会の議決を求めるものでございます。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第19号は原案のとおり可決さ
れました。
日程第23、議案第20号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とし
ます。

当局の説明を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 議案第20号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更に
ついて、ご説明いたします。
八峰町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議
決を求めるものでございます。

平成24年 3月 6日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由でございます。八峰町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、
過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定に基づき、
議会の議決を必要とするためでございます。

次のページをお開き願います。

今回変更する区分でございますが、第6、医療の確保でございます。変更部分は変更
の右側の方に記載しております。1の現状と問題点では、「2次医療圏域の基幹病院と
して、山本組合総合病院と能代山本医師会病院、秋田社会保険病院は中心的な役割を果
たしており、今後も存続が不可欠な医療機関となっております。」この部分が追加されま
す。

2、その対策といたしましては、黒丸の下段の方になりますが「地域医療や救急医療、

災害時の医療確保など、各種医療体制の充実を図ります。」この部分が追加になります。

それから、事業計画におきましては、事業名、診療施設病院で、事業内容といたしまして能代山本医師会病院増改築事業費補助事業、事業主体は能代市山本郡医師会、備考といたしまして、これの建設に対する補助金、この部分を追加いたします。

今回、能代市を含め山本郡3町がこの過疎計画を変更いたしまして、建設費補助金、これの財源といたしまして過疎債を活用しようとするものでありますので、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。
日程第24、議案第21号、財産の無償貸付についてを議題とします。

当局の説明を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 議案第21号、財産の無償貸付について、ご説明申し上げます。
全員協議会でもご説明したとおり、アワビの養殖事業について、日本白神水産株式会社より町有財産の貸付申請書が正式に提出されました。遊休施設でもあることから無償貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付の目的でございます。町の産業振興を図り、雇用の拡大と産業活性化に資する誘致企業を支援するため、無償貸付するものであります。

2といたしまして、無償貸付する財産の内容でございます。（1）といたしまして、八峰町八森字木戸沢12番地4にあります旧青少年の家、構造が鉄筋コンクリート造平屋建、面積が998.44㎡でございます。それに隣接して建築されております旧青年研修施設、

木造平屋建、面積が172㎡でございます。それから、八峰町八森字古屋敷3番地にあります旧八森小学校の校舎、構造が鉄筋コンクリート造2階建でございます。面積が1,410㎡。それから、鉄骨造の体育館、面積が555㎡。それにプールの管理棟といたしまして、木造平屋建、面積が50㎡でございます。（4）といたしまして、その他、附属する設備及び物品を含むものといたします。

次のページをお開きください。

無償貸付の相手でございますけども、東京都千代田区一番町11番地1、日本白神水産株式会社、代表取締役 菅原一美でございます。

無償貸付期間といたしまして、平成24年4月1日より平成29年3月31日までとするものでございます。

提案の理由でございます。遊休施設を無償貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 無償貸付の相手の方の菅原一美さんですけども、私もインターネットで調べました。この名前でバッチリ出てきます。いろんなことをいろいろやられている大変な方のようにですけども、2.5人、2.5人というのは0.5人は自分だそうですけども、少数精鋭の事業をするということで、バックにはいろんな東洋何とか海水何とかっていろいろあるようですけども、ただ見ますと、やはり5年、この5年間の無償貸付なんですけども、この5年後というのがもう段々これから加工に入って生産が加工場の活動が活発になってくる時期じゃないかなと思うんですけども、この5年後のことはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） この議案で5年という契約に、期間にしたのは、財務規則によりまして5年ということになっております。当然5年後、更新ということで、更にまた5年ということで、これは後の正式な契約書でまたうたっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） この借受する施設をどのように借受人が利用されるのかわかりませんが、旧青少年の家と研修施設、使用するとすれば、かなり中、整備しないと、どういう使用をされるかわからないけども、使用できないような状況下だと思うんですね。それで、この前の方の、その町としてはあくまでも現況のまま貸し付けるということなのか。それから相手の使用目的を聞いて、それに沿って町の方である程度整備した上で貸し付けるということになるのか。それから、この前の方の条例から言えば、撤退した場合は現状に復帰させて返さなきゃならないというような条文が盛られている訳ですけども、それこそ現状のままといたって、今のそのボロボロの状態に復帰させるとなるとちょっとそれも無理からぬ話でして、そこら付近の兼ね合いがどうなのか。それから、その他の附属する設備及び物品を含むとこうなっているんですが、この附属する設備及び物品というのはどのようなものが含まれるのか説明してください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 柴田議員のご質問にお答えします。

まず建物につきましては、現状でお貸しすると。町の方で手を加えるということは一切考えておりません。

それで、旧青少年の家もそうですけども、旧八森小学校も体育館については耐震に乏しいということはおっしゃっております。それについても業者さんの方で、日本白神水産の方で手を加えるというような話は聞いております。

それから、附属する、現状ございますけども、契約書案の中では返還ということで第1条ということであらうとっておりますけども、現形に復して返してもらうということになっております。ただ、今言いましたとおり日本白神水産の方で体育館を耐震補強したものをまた後の壊れた形に戻すということではできませんので、現状に、甲が認めた場合はこの限りではないという項目をうたっております。

それから、附属する設備・物品ということでございますけども、議案の中には、例えばプールの管理棟とうたってますけども、これはプール、それからプールを浄化する浄化槽とかそういう設備も入るということでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

午後 2時57分 休 憩

.....
午後 2時58分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第21号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時10分、再開いたします。

午後 2時59分 休 憩
.....

午後 3時09分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第25、議案第22号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第22号、公の施設の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町農林水産物直売施設の指定管理者として指定する。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称。八峰町八森字御所の台51番地、八峰町農林水産物直売所「ぶりこ」、組合長 川村栄子。

2、指定の期間。平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由であります。八峰町農林水産物直売施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

宜しく願いをいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第23号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第23号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町営簡易水道事業推進のため、平成24年度八峰町一般会計から6,000万円以内を繰り入れる。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

24年度特別会計予算額6億3,353万5,000円を計上しております。予算額以内の6,000万円を一般会計から繰入するものです。

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第24号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第24号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてをご説明します。

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成24年度八峰町一般会計から3億4,000万円以内を繰り入れる。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

24年度特別会計予算額3億8,570万円を計上しております。予算額以内の3億4,000万円を一般会計から繰入するものでございます。

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第25号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第25号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成24年度八峰町一般会計から3,000万円以内を繰り入れる。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

特別会計予算額7,315万3,000円の予算額以内の3,000万円を繰入するものでございます。宜しく申し上げます。

○議長(須藤正人君) これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第26号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第26号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成24年度八峰町一般会計から6,000万円以内を繰り入れる。

平成24年 3月 6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

24年度特別会計予算額6,129万円、予算額以内の6,000万円を一般会計から繰入するものでございます。

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 25号とも関連するんですけども、農業集落の処理施設は3カ所ですよね。漁集で施設は1カ所な訳だ。漁集の処理施設よりも集落、農集の方、2つの施設は、これよりも早く供用開始になって、それなりに年数はかかっている訳ですよね。そういう中であって、本来であれば、通常感覚で考えれば漁集よりも農集の方が繰入額が大きくなるのが普通なんじゃないかなと、こう思う訳ですけども、これ見れば農集の倍、漁集の方が一般からの繰入額が大きくなっていると。この理由というのは何なんですか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 起債の償還と、それから漁集については24年度、終末処理場の施設の修繕を、今まで全然やってなかったのが本格的な修繕をやりたいということで予算額が上がっております。

○議長（須藤正人君） 3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） そのおおよその額わかりますか。修理費がどのぐらい、起債の償還額がどのぐらいなのか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 農業集落排水の償還金ですが、元金で4,000万円強、それから

利子が1,300万円弱で、5,391万円。それと……漁業集落排水の方が、下水道事業債、元金で3,100万円強、利子で700万円強で、3,861万円になってますが、機械の補修関係で……すみません、先ほどの償還について漁集と農集反対です。すみません。で、漁集の方が償還金が多いということです。それとあと、処理場関係の……。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第27号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第27号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町合併処理浄化槽事業推進のため、平成24年度八峰町一般会計から1,000万円以内を繰り入れる。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

24年度特別会計予算額1,778万7,000円を計上しております。予算額以内の1,000万円を一般会計から繰入するものでございます。

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第28号、平成23年度八峰町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長(伊藤 進君) 議案第28号、平成23年度八峰町一般会計補正予算(第11号)について、ご説明申し上げます。

平成23年度八峰町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

そういうことで、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,427万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,931万7,000円とするものであります。

それから、2条では繰越明許の追加でありまして、「第2表 繰越明許費補正」によります。

それから、第3条が債務負担行為の補正で、今回は追加と変更であります。これは第3表によります。

それから、第4条が地方債の変更であります。これは「第4表 地方債補正」によります。

総額では増額補正になってますけれども、これは地方交付税が入ってきたというのと、それから歳出の方で財政調整基金の方に積立てするということで額が大きい訳ですが、ほとんど大半が事業確定または実績見込みによる減額補正でありますので、その辺の詳細な説明は私の方からは省きまして、どうしてもお聞きしたい部分につきましては後ほどの質疑応答の中でそれぞれ担当課長の方からお答えしますので、ご了解いただきたい

と思います。

そういうことで、最初に6ページ、繰越明許の補正の追加であります。2款総務費の事業名が地籍調査事業（検証測量）ということで、これは今回の東日本大震災の伴う検証測量であります。254万円を追加するというものであります。それから、11款の災害復旧費、林道施設災害復旧事業ということで、塙線、母谷線の2路線分で697万2,000円を追加するというものであります。

それから、第3表の債務負担行為の補正の追加でありますけれども、これにつきましては、一般廃棄物の収集運搬業務委託が今年度で切れるということで、来年度から3年分ということで5,105万7,000円を限度額とするものであります。それから、緊急雇用創出事業業務委託ということで、これにつきましては24年度分ですが、1,609万4,000円を限度額とする。それから、八森小学校のスクールバス運行業務委託、これも24年度分ですが、2,521万5,000円を限度額とするものです。

それから、次のページが債務負担の変更の部分であります。これは事業費の確定によるものでありまして、一番最初に住民情報システムリース料ということで、確定によりまして6,747万3,000円に限度額を下げるというものであります。それから、中小企業融資斡旋利子資金補給金、これも905万1,000円とするものであります。それから、ポンポコ山公園パークセンター警備業務委託、これも125万円とするものであります。それから除雪機械リース料ですが、これも537万6,000円とするものであります。

それから地方債の補正でありますけれども、これは変更ですが、公共土木災害施設復旧事業、これが終わりましたので、それによって限度額が860万円になったというものであります。それから、林業施設災害復旧事業費でございますけれども、これは今回査定終わりました査定額いっぱいいっぱいの180万円を限度額としたということであります。それから過疎対策事業ですけれども、これも3億5,760万円でありますけれども、これはこの後またいろいろ変更等も出てきますので、それは専決でお願いしたいと思っております。それから臨時財政対策債ですが、これは1億5,000万円にするということで、これは将来負担の軽減を考えて限度額を下げたということであります。

そういうことで、歳入の方に行きたいと思っております。歳入につきましては12ページからであります。10款1項1目の地方交付税ですけれども、1億9,297万円を補正するというものであります。これは普通交付税であります。それから、12款2項1目民生費負担金205万円を補正するものであります。これも先ほど言いましたように、ほとんどが事業確

定等による減額補正でありますので、中身については説明を省略いたします。それから、13款1項2目民生使用料30万円補正、これは湯っこランドの分ですけれども、30万円の減額であります。それから、土木使用料42万8,000円の減額であります。これも町営住宅使用料の減額であります。それから、13款2項2目衛生手数料ということで64万7,000円の減額であります。これにつきましても、ごみの手数料等の確定による減額であります。

それから、次のページ、14款1項民生費国庫負担金1目の負担金ですが、これにつきましては1,611万8,000円という大きな減額になっております。これは当初の時にまだ制度がはっきり確定していなくてですね、前の制度といろいろな国から来た情報に基づいて予算措置した訳ですけれども、その後、制度確定がして、それによって今回、子ども手当国庫負担金が1,544万1,000円も大きく落ちたということであります。それから、14款2項1目民生費国庫補助金ですが、168万円の増額であります。これは介護保険の事業費の補助金の増ですけれども、これは法改正によってシステム改修にかかったお金であります。それから、2目の衛生費国庫補助金1万4,000円、これは検診の受診者の減によるものであります。それから、土木費国庫補助金650万円の減額、これは道路関係の補助金が事業確定によって下がったということであります。それから、災害復旧費国庫補助金153万4,000円の減額です。これも先ほどの公共土木災害施設事業の完了によるものであります。

それから、15款1項1目の民生費県負担金19万6,000円の減額です。これは後期高齢者の基盤安定化負担金の、これは増えてますけれども、それ以外の保育所運営費負担金並びに子ども手当負担金は減額であります。いずれも実績見込み並びに確定であります。それから、15款2項2目民生費県補助金414万9,000円であります。これも、いずれも事業費の確定による減額等であります。それから、衛生費県補助金341万9,000円の減額であります。これもほとんど減額でありますけれども、受診者が少なかったということで、当初見込みより少なかったということで減額になっております。それから、4目の労働費県補助金261万3,000円ですが、これも事業確定によって緊急雇用対策費の補助金が減額になったということであります。それから、農林水産業費県補助金582万5,000円の減額でありますけれども、これも事業確定によるものでありまして、農業費補助金が73万4,000円、林業費補助金が509万1,000円の減額であります。それから、6目商工費県補助金ですけれども38万7,000円の減額であります。それから、教育費県補助金は8万2,000

円の減額であります。15款2項1目の総務費委託金でありますけれども、これは59万5,000円の減額ですが、これは秋田県議会議員の選挙分、それから経済センサスの分であります。それから、農林水産業費委託料5万3,000円の減ですけれども、これは松くい虫の事業関係による減額であります。これは岩館チゴキ灯台等の監視活動の分でございます。

それから、16款2項1目の不動産売払収入ということで186万2,000円の増額であります。これは茶の沢団地の残っていた区画分を売った分でありまして、これはこのままですね、53ページの方に出てきますけれども財調にそのまま積み立てをするというものであります。それから、物品売払収入110万円の減額ですけれども、これは生産物等の売払収入の減額ということで、菜種油の売上げが前よりもこのくらい落ちるということであります。

それから、18款2項1目の財政調整基金繰入金63万2,000円の減額であります。これは中央公園管理の事業費の確定によって繰入額を減額するというものであります。

それから、19款1項1目繰越金ですが、1,037万4,000円を補正するというものであります。これでいきますと残った、あとあるのが、今回これ補正しますと8,503万6,000円ということで、この後、特別交付税で大体1億3,000万円ぐらい入ってくるということで、大体2億円ぐらい、最終的になるのかなと。あと、それプラス不用額がどのくらい出るかで繰越金が確定するということになります。

それから、20款4項の雑入でありますけれども、733万4,000円の、これはトータルでは増額であります。この中で一番下のところにあります東日本大震災災害救助費求償金つてありますけれども、380万2,000円。これはいろいろ人的に受け入れたり、それから物資支援したり、そういうものについて県の方から来たお金であります。あと、オフセットの分についても、これもJCBで追加で買っていただいた分等でございます。

それから、21款1項の町債の総務債でありますけれども、先ほども言いましたけれども6,500万円の減額であります。これは、要するに長期的なものを見通して減じたということであります。それから、民生債であります90万円の減額ですが、これは養護老人ホームの山本のですね事業費の確定によるものでございます。それから、土木債920万円の減額ですが、これも町道の改良事業等の確定によるものであります。それから、7目の消防債ですが、180万円の減額。これも消防ポンプを整備した後の確定によるものであります。それから、災害復旧事業債50万円の減額ですけれども、これにつきましても先ほど言いましたように事業確定によるもの及び査定確定によるものであります。